

3 指 第 487 号
令和 3 年 9 月 30 日

関係建設業者団体の長 様

京都府建設交通部長
(公 印 省 略)

令和 3 年度「建設業取引適正化推進期間」の実施について（通知）

平素は、京都府の建設交通行政の推進について格別の御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、国土交通省不動産・建設経済局長から、別添のとおり「建設業取引適正化推進期間」の実施についての通知がありました。

建設業における取引の適正化については、建設業法の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところでありますが、一部に建設業請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発展を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

そのため、毎年 11 月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、国土交通省及び都道府県が主催となり、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うものですが、今年度については、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ「推進期間」として 10 月から 12 月の期間で別添通知のとおり実施することとされています。

貴団体におかれましても通知の趣旨を御理解の上、会員の皆様への周知とともに、ポスターを送付しますので、掲示していただきますようお願いいたします。

あわせて、雇用保険、社会保険未加入業者の加入促進等、会員の皆様への指導をお願いいたします。

担当	京都府建設交通部指導検査課建設業係
	TEL:075-414-5222 FAX:075-414-5183

国不建推第28号
令和3年9月2日

各都道府県知事 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

「建設業取引適正化推進期間」の実施について

今般、令和3年度における標記期間の実施要領について、建設業取引適正化推進期間事務局において別紙のとおり定めたので通知します。

貴都道府県におかれては、同期間において、令和3年度実施要領に基づき、国土交通省地方整備局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）と連携し、事業に取り組むようお願いします。

(別紙)

令和３年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来より建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成２２年度から、毎年１１月を「建設業取引適正化推進月間」とし、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会（以下「講習会等」という。）などの普及・啓発活動を集中的に実施してきたところである。

令和３年度については、昨年度に引き続き、１０月から１２月を「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）として、下記により、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、幅広く実施することとする。

記

１．期間

令和３年１０月１日～１２月２８日

２．主催

国土交通省及び都道府県

３．協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

４．主な取組み

（１）建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

上記期間は、建設企業等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

(2) 講習会等

① 講習会等の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設企業等を対象とした講習会等を、期間内を中心に開催することとし、地方整備局は、管内都道府県との調整を積極的に行い、可能な限り都道府県ごとに開催できるよう努めること。

また、建設企業等には、知識習得のニーズはあるものの、講習会等の開催自体が知られていないことや、開催日時や場所の都合が合わないことにより参加できないとの指摘があることも踏まえ、開催案内の周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定についても、平日夜間や休日開催を検討する等、過年度における参加者状況等の開催実績を考慮するなどして決定する。

このほか、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブでの講習開催や、対面での講習においては消毒液（アルコール等）の設置、他の受講者とできる限り2メートルを目安に一定の距離の確保、換気の励行等に努めること。

なお、「建設業法令遵守ガイドライン改訂の概要」並びに「建設企業のための適正取引ハンドブック」について説明した動画を、国土交通本省ホームページ上においてウェブ配信しているため、これらを活用したウェブでの講習など、幅広い手法で実施するものとする。

② 留意事項等

- i 改正建設業法が令和3年4月1日より完全施行され、建設業取引の適正化に関するルールも一部改正されたことから、改正後の建設業法令・通達、改訂された建設業法令遵守ガイドラインなどについて、原文をただ配布するだけでなく、要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫すること。
- ii 駆け込みホットライン、建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談ダイヤル等の各種相談窓口等について周知すること。
- iii 実施期間の拡大により、開催会場に派遣する講師を増加する必要性が生じた場合は、議題等に応じて国土交通本省、地方整備局、公益財団法人建設業適正取引推進機構等からの講師派遣を積極的に活用すること。

③ その他

- i 講習会等においては、将来にわたって技能者一人一人の経験や技能にふさわしい処遇を実現し、キャリアの見通しを示す新しい建設業の制度インフラとなる「建設キャリアアップシステム」についても必要に応じ周知に努めると共に、講師派遣が必要な際は、一般財団法人建設業振興基金を活用すること。
- ii 平成29年3月29日付け経済産業省、国土交通省発出の「鉄骨加工業者との取引条件の改善に向けた取組について（要請）」、「電線の取引条件の改善に向けた取組について（要請）」、「鋼材加工業者との取引条件の改善に向けた取組について（要請）」について経済産業省製造産業局等から講師

派遣を求める等広く周知することに努めること。

(3) 立入検査及び報告徴取

期間内は、地方整備局、都道府県並びに地方整備局と都道府県による合同の立入検査及び報告徴取（以下「立入検査等」という。）を重点的に実施し、立入検査等の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導・監督を行う。

また、立入検査等を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行うこととする。

なお、立入検査を行う場合には、立入検査職員並びに検査先企業の新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限に注意し、換気可能で、対人距離が2メートルを目安に一定の距離を確保することが可能な会議室・応接室等検査スペースの用意を対象業者に依頼し、これにより難しい場合は報告徴取による書面調査に代えるなど、対象業者の状況を考慮した上で検査方法を決定すること。

(4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。

また、講習会等の開催及び立入検査等の実施などにあたり、政府又は自治体による県を跨ぐ移動の自粛等の方針が示された場合には、基本的にその方針によるものとする。